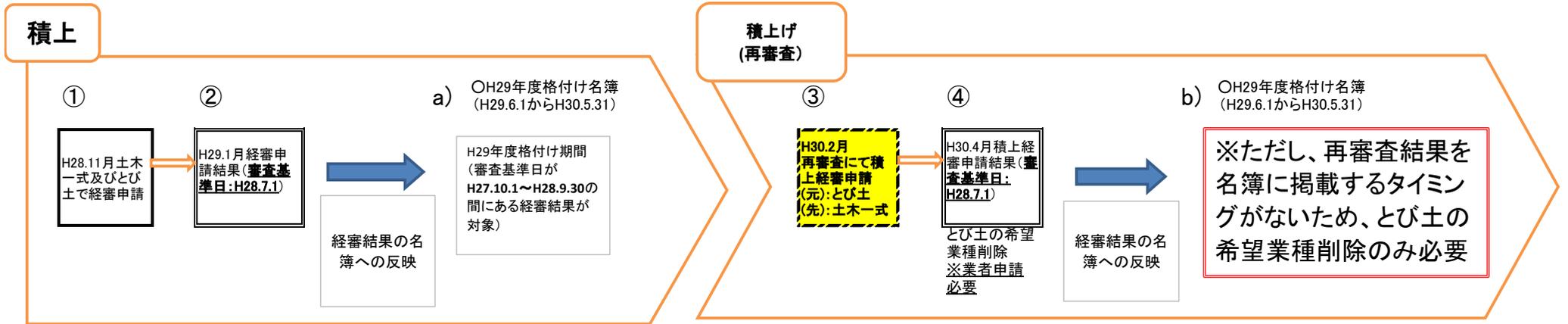


三重県における名簿登載例
(再審査にて積上げを行い、平成29年度格付けにて名簿に掲載する場合)

○経審と名簿掲載の流れ(審査基準日が平成28年7月1日の場合)

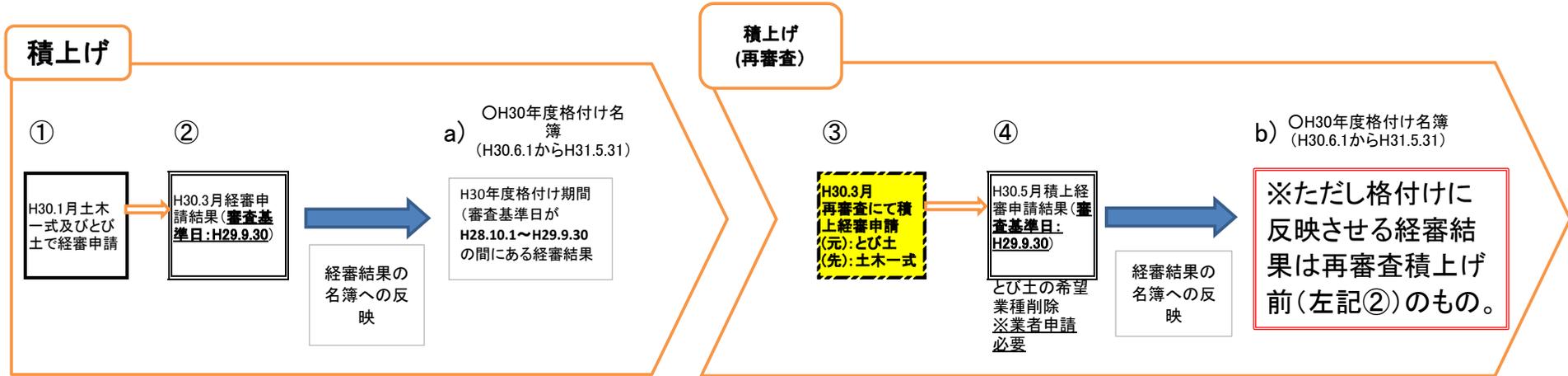


【補足】

- ①当初土木一式及びとび土で経審受審
- ③とび土を土木一式に積み上げる経審を受審
- ④積上元業種の希望業種抹消。

三重県における名簿登載例
(再審査にて積上げを行い、平成30年度格付けにて名簿に掲載する場合)

○経審と名簿掲載の流れ(審査基準日が平成29年9月30日の場合)



【補足】

- ①当初土木一式及びとび土で経審受審
- ③とび土を土木一式に積み上げる経審を受審
- ④積上元業種の希望業種抹消。



経営事項審査を受審される皆様へ

経営事項審査において積み上げをした結果、経審点数が抹消された業種（積み上げ元業種）が入札参加資格者名簿に掲載されている場合は、すみやかに共同受付（公益財団法人三重県建設技術センター）に入札参加希望業種削除の届出を必ず行ってください。

また、積み上げの有無に関係なく、有効経審のない業種についても同様に届け出をお願いいたします。

有効経審がない業種の入札に参加することはできません！

ご理解とご協力のほど、どうかよろしくお願いいたします。

三重県県土整備部建設業課